

装事航第361号
27.10.1
一部改正 装事航第17373号
令和2年12月18日

航空機調達官 殿
各地方防衛局長

防衛装備庁調達事業部長
(公 印 省 略)

航空機等の製造又は整備に使用する航空機燃料の航空機燃料税法上の取
扱いに関する事務処理要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：別紙

写送付先：陸上幕僚長

海上幕僚長

航空幕僚長

東海防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、岐阜防衛事務
所長

航空機燃料の使用に伴う航空機燃料税法上の取扱いに関する事務処理要領

1 対象範囲

この事務処理要領の対象範囲は、航空機の製造（売買を含む。）又は整備における社内飛行試験及び官飛行試験並びに航空機エンジンの製造又は整備における運転とする。

2 事務手続

(1) 航空機の製造又は整備

ア 補助者（会計法第29条の11第1項及び第2項に規定する補助者並びに省訓第27号第6条第1項の規定により監督を行う場合において、担当官を補助する者をいう。以下同じ。）は、社内飛行試験及び官飛行試験において、燃料積込みの必要の都度契約相手方（以下「会社」という。）から燃料積込み取卸し請求書を提出させ、部隊等分任物品管理官に燃料積込みの請求を行う。

イ 補助者が指定した監督官（以下「監督官」という。）は、分任物品管理官から支給される燃料の積込みにあたっては、燃料積込み取卸し指示書をもって作業員を指定し、燃料の積込みを実施する。

ウ 監督官は、燃料の積込み数量を確認し、燃料積込み取卸し確認書により、分任物品管理官に通知する。

エ 燃料の取卸しについては、この号ア、イ、ウの手続に準ずる。

(2) 航空機エンジンの製造又は整備

ア 補助者は、航空機エンジンの製造又は整備における運転の必要の都度会社からエンジン運転準備完了報告書を提出させる。

イ 補助者が指定した検査官（以下「検査官」という。）は、前記のエンジン運転準備完了報告書を審査のうえ、あらかじめ補助者の承認を得てエンジン運転指示書を会社に交付するとともに、必要事項を会社に指示して運転を実施する。

ウ 監督官は、エンジン運転開始、終了の都度エンジンの運転に使用した燃料を燃料消費確認書により確認し、記録等を整備する。この場合の燃料消費確認は、会社の行ったものを確認することにより実施することができる。また、記録等の整備は、会社の記録等の整備を審査することをもって、替えることができる。

3 様式

この事務処理に使用する様式は、次の様式とし、切り離して使用しないものとする。

る。

- | | | |
|--------------------|---|-----------|
| (1) 燃料（積込み・取卸し）請求書 | } | 付紙第1のとおり。 |
| 燃料（積込み・取卸し）指示書 | | |
| 燃料（積込み・取卸し）確認書 | | |
| (2) エンジン運転準備完了報告書 | } | 付紙第2のとおり。 |
| エンジン運転指示書 | | |
| 燃料消費確認書 | | |

4 事務処理系統図等
付図のとおり。

5 その他

- (1) 各自衛隊が実施している燃料支給等に関する手続は現行どおりとする。
- (2) 本事務処理要領に付随する細部事務手続は補助者の所定とする。

No.

年 月 日

分任物品管理官 殿
(補助者経由)

乙又はその代理人

燃料〈積込み・取卸し〉請求書

契約品名 (調達要求番号)	
機種・機番	
燃料 () 日時	
燃料 () 数量	
その他必要事項	

No.

年 月 日

燃料〈積込み・取卸し〉指示書

上記請求書に係る燃料 () は、請求のとおり (支給、引取) するため下記の者に実施させる。

記

作業者氏名

監督官 _____

No.

年 月 日

燃料〈積込み・取卸し〉確認書

燃料 () 数量〇〇k l

監督官 _____

No.

年 月 日

検査官

殿

乙又はその代理人

エンジン運転準備完了報告書

契 約 品 名 (調達要求番号)	
型式、シリアルナンバー	
運転内容	
検査官の指示により運転を 支援する作業員名	
その他必要事項	

No.

年 月 日

エンジン運転指示書

上記運転の実施にあたっては、指示するところによらねたい。

監督官 _____

No.

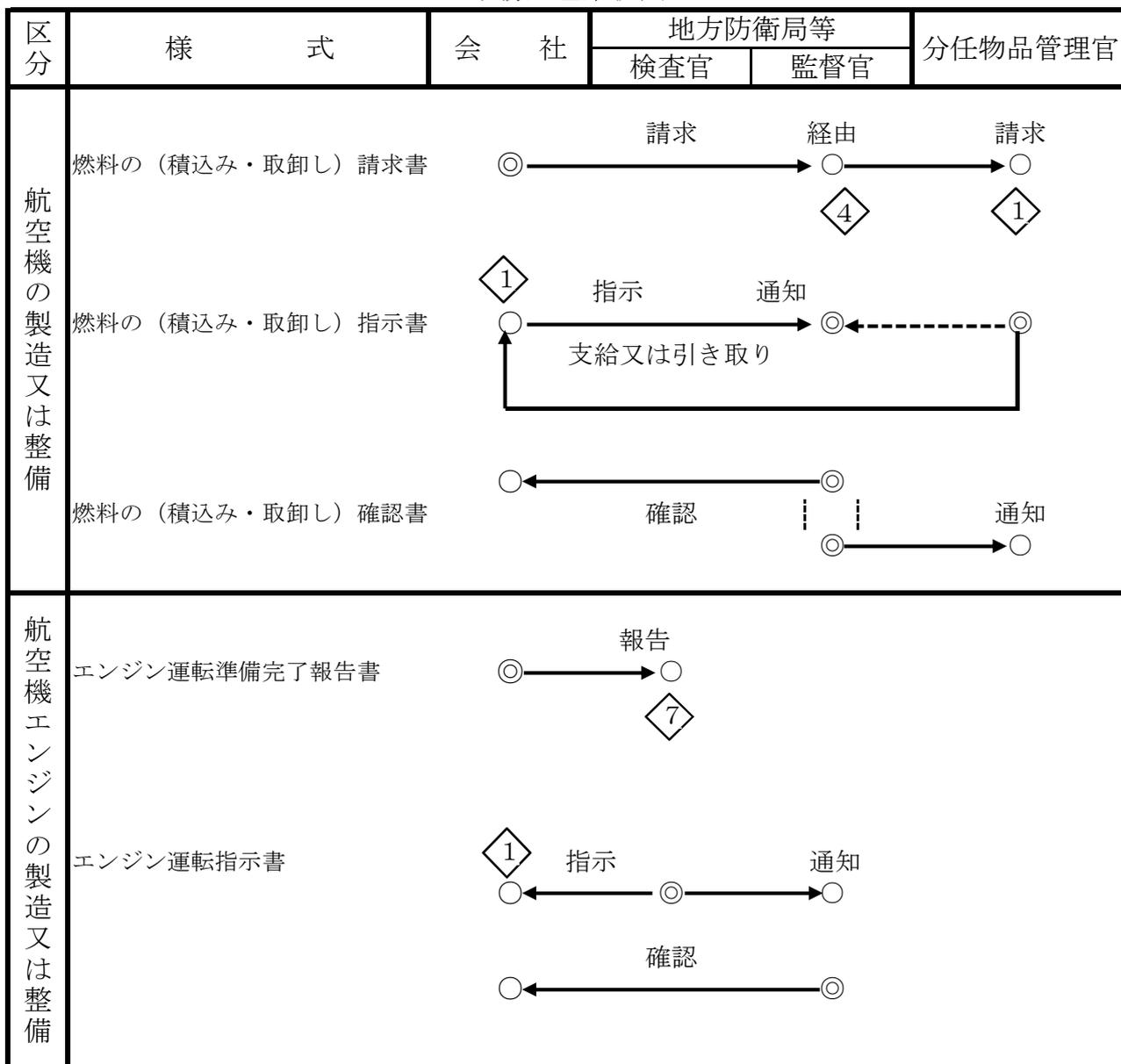
年 月 日

燃料消費確認書

燃料 () 数量〇〇 k l

監督官 _____

事務処理系統図



凡例 ◎：主務 数字：送付部数

